

宮崎ふるさと愛寄附金返礼品提供事業者募集要領

1 目的

宮崎市では、ふるさと納税制度を活用し、本市を応援してくださる方を増やすとともに、本市の特産品等のPRや販路拡大による地域経済の活性化に寄与することを目的として、寄附者へのお礼品として贈呈する品物（以下「返礼品」という）を提供することに協力いただける事業者（以下「提供事業者」という。）を募集します。

2 申込期間

随時

3 募集する返礼品

宮崎市の魅力を伝えることができる返礼品を募集します。

ただし、以下の品物は募集の対象外です。

- ①電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、カメラ、ゴルフ用品、楽器、自転車等の資産性の高いもの（価格が少額なものは除く。）
- ②申込み時点において、商品化されていないもの

(1) 募集する返礼品の価格

返礼品の価格は、寄附額に対する返礼品の返礼割合を3割以下（消費税を含む）とするよう国において定められています。

以下の算定式により、寄附額を決定します。

算定式

$$\text{返礼品提供価格（税込）} \div 30\% = \text{寄附金額}$$

【例】

返礼品提供価格が税込み3,000円の場合

$$3,000\text{円} \div 30\% = 10,000\text{円}$$

※送料は市が負担します

※返礼品提供価格が3,000円以下の場合、上記算定式によらない寄附金額設定を行う場合があります（寄附に占める送料の割合が高くなるため）

(2) 募集する返礼品数

新たに返礼品を提供いただく事業者の出品数は、原則、10点を上限とします。

※返礼品の出荷実績に応じ、10点を超える分の登録可否は、個別に審査を行います

4 応募条件

(1) 提供事業者

次の条件を全て満たしていること。

- (ア) 原則、本社（本店）、支社（支店）及び事業所又は工場が市内にある法人・団体または個人事業主であること。
- (イ) 申込み時に市税の滞納がないこと。
- (ウ) 代表者等が、宮崎市暴力団排除条例に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- (エ) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、本市がふるさと納税の運営に係る事務を委託する事業者（以下、中間事業者という。）との連絡が電子メールで確実に取れる状態であること。
- (オ) 寄附者から返礼品に関する苦情が寄せられた際には、真摯な態度で対応を行い解決に努めるとともに、提供する返礼品に改善すべき点がある場合は、適切な再発防止策を講じるものであること。

(2) 返礼品

総務省が通知する返礼品に関する各種基準等を遵守している品物やサービスであることのほか、下記に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- (ア) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること（期間限定及び数量限定の場合は、その範囲内での安定供給が見込めるものとします）。
- (イ) 食品衛生法、商標法、特許法、著作権法等の関係法令を遵守しているものであること。
- (ウ)（飲食物の場合）原則、出荷後7日以上消費又は賞味期限が保障されるものであること。
- (エ) 原則、中間事業者指定の宅配業者（ヤマト運輸・佐川急便）により配送が可能であり、特別な配送を要しないこと。（事前にご相談ください）

5 申込について

本要領4に定める条件に適合し、返礼品の提供を希望する提供事業者は、下記書類に必要事項を記入し、原則、電子データにて提出してください。

提出書類

- ・宮崎ふるさと愛寄附金返礼品申込書
- ・返礼品登録申込に係るチェックシート
- ・誓約書兼同意書（納税状況及び暴力団排除関係書類）

※返礼品の内容により、画像等の提出を求めることがあります

6 審査等について

(1) 市による確認

提出書類を基に、返礼品の適否を確認します。確認の過程で追加資料のご提出等をお願いすることがあります。

(2) 結果の通知

審査結果については、各提供事業者へ個別にメールで通知します。

(3) 中間事業者との契約等

審査結果通知後、中間事業者との間で、契約申込、事業者・返礼品情報の登録等を行っていただきます。

(4) 返礼品の受付開始

中間事業者から本市に対して最終的な承認依頼がなされ、本市の承認後、受付開始となります。

7 提供事業者のメリット

(1) 事業者名や商品名等を全国にPR

市ホームページやふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載することでPRを行うことができます。

(2) 自社商品の販売促進・PR

返礼品発送時に、自社製品等のパンフレット（市の事前確認を受けたもの）を同封することで、自社製品の販売促進、PRを図ることができます。

8 本市が委託する中間事業者

効果的・効率的な運営、安心安全を考慮したお礼品の手配、寄附者・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレーム対応等に万全を期す必要があるため、ノウハウを有する事業者が中間事業者として業務を委託しています。

9 その他留意事項

(1) 提供事業者は、宮崎市から提供された寄附者の個人情報を「個人情報の保護に関する法律」及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければなりません。

(2) 返礼品は、寄附者より申込時に選択された場合に提供をお願いするものです。選択されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 登録された返礼品を変更・廃止する場合は、事前に宮崎市までご連絡ください。

(4) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について中間事業者へ必ずご報告ください。なお、品質等による保証や、クレーム対応については、市は一切の責任を負いません。

(5) 宮崎市は、提供事業者及び返礼品が本要領4に定める条件に適合しなくなったと認める場合、その他市長がやむを得ないと認めた場合においては、返礼品の受付の中止及び返礼品の登録の取消をすることができます。

また、受付を開始した初年度を除き、4月から3月までの1年間において選択件数の少ないものについては、提供事業者自らによる選択件数増加に向けた取り組み方針についてヒアリング等で確認をさせていただきます。なお、取り組み方針が示されない場合や、改善策を施してもなお選択件数が増加しない場合は、返礼品の登録の取消を行うことがあります。

(6) 寄附者に返礼品の魅力を伝えるためには、掲載する写真が非常に重要です。提出された写真によっては、差し替えをお願いすることがあります。(※プロが撮影した写真が望ましい)

(7) 本市及び中間事業者からの連絡には、登録いただいたメールアドレスを使用します。

10 本事業における問い合わせ先（書類等の提出先）

〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番1号

宮崎市総合政策部都市戦略課

電話：0985-44-2590

FAX：0985-31-6557

Email：furusato@city.miyazaki.miyazaki.jp